

1 序論

動物の権利を求める運動は日本でこそ未だに認知度が低い、欧米においては確立した運動として展開を続けている。1999年には、ニュージーランドで大型類人猿が権利を持つことを明記した法案が議会に提出されるところまで行ったようである。こうした運動の参加者が動物の解放を求める理由は様々であるが、いろいろな立場の運動家がとりあえず合意することのできる事項として、たとえば大型類人猿の権利の要求といった行動方針がたてられているようである。

しかし、哲学者として動物解放の問題を考える上では、理論的な根拠付けの問題はなおざりにはできない。さらに、動物解放の問題の倫理的に面白い点として、われわれの道徳的直観を救いつつ、しかも根拠のしっかりした道徳理論を作るとはなかなか容易ではない、ということが挙げられる。以上のような理由から、本発表では動物解放論の理論的な側面について論じる。とりわけ、最近の動物解放論をめぐる理論的な議論の特徴は、動物の心的能力についての豊富なデータをもとにして理論の構築を試みている点である。そこで、本発表では動物の心理作用をめぐる知見が動物解放論の理論的基礎にどのような影響を与えるかという問題を考えてみたい。

なお、本発表では、「動物解放論」という言葉を、動物への道徳的配慮を求めるさまざまな哲学的議論の総称として用いる。上に述べたような動物の権利を求める運動は「動物権運動(animal rights movement)」と呼ばれることの方が多くあるが、動物解放の理論家の中にはシンガーをはじめとして「権利」という言葉をキーワードとしては用いない者もある。「動物解放」の方が、これらの議論を総称するより中立的な表現として適切であると思われる。

2 方法論的前提

2 - 1 反省的均衡の方法論

動物解放論に限らず、応用倫理の議論では広い反省的均衡(wide reflective equilibrium)がしばしば用いられる。われわれの道徳理論、熟慮された道徳的直観、および背景となる諸理論のあいだで均衡をもとめようという考え方である。動物解放論の場合でも、功利主義や権利論などの道徳理論、動物の取り扱いに関する直観(熟慮された直観的道徳判断)、そして動物の心的能力などについての背景理論がからまりあっており、この三者の間に均衡をもたらすことが要求される。^{注2} しかし、動物解放派、反解放派ともに反省的均衡を使いながらで違つて結論に達していることからわかるように、「反省的均衡を使う」というだけでは方法論としてほとんど何も言っていないに等しい。本発表の目的の一つは、とくに背景理論のはたす役割との関係で、反省的均衡の方法論をより明確にすることである。

2 - 2 道徳的類似性の規則

もうひとつ、動物解放論をめぐる文献でとりあえず両陣営がみとめる方法論的前提として次のものがある。

「道徳的に適切な点において似たようなものは似たような取り扱いをするか、さもなければ似たように取り扱わない十分納得のいく理由を示す必要がある」

^{注1} 本稿は2000年3月12日に京都生命倫理研究会(京大会館にて)で発表された原稿である。当日さまざまなコメントをくださった諸氏に感謝の意を表します。

^{注2} シンガーはよく知られているとおり反省的均衡の批判者であるが(Singer 1974)、私の理解では、かれの批判は方法論としての反省的均衡というよりは、正当化論としての反省的均衡に向けられている。むしろ方法論的には、シンガーの理論構築も反省的均衡に近い方法を採用していると思われる。この点についてはまた別の機会に譲りたい。

ここではこれを「道徳的類似性の規則」と呼ぶことにする。^{注3} 動物の心的能力に関する知見が動物解放の議論において重要な位置をしめるのは、ここでいう「十分納得いく理由」がしばしば動物の心的能力に求められるからである。具体的には、動物の心的能力の次のような側面が動物解放論とのかかわりで問題となる。

- そもそも動物は意識を持つか？
- 動物は痛み(pain)を感じるか？
- 動物が痛みを感じたとして、それは苦しみ(suffering)を構成するか？
- 動物は欲求や信念を持つか？
- 動物は利害(interest)を持ちうるか？
- 動物は言語や抽象的な概念をあやつることができるか？
- 動物に自意識はあるか？
- 動物は未来について考えることができるか？
- 動物は契約の当事者たりうる能力があるか？

こうした問題については、動物行動学の成果が非常に参考になり、動物解放派、反解放派両者から引き合いにだされることになる。(動物の心的能力に関する動物行動学の成果をまとめた邦語文献としては、グリフィン1995、ドゥ・ヴァール 1998、ロジャース 1999などが参考になる。)

3 動物解放派の議論と動物の心的能力

まず、動物解放論の代表的な論者二人、シンガーとリーガンの議論において、動物の心的能力の問題がどうあらわれてくるか見ていこう。

3 - 1 シンガーの議論

ピーター・シンガーは功利主義的な観点から動物への配慮を擁護する(Singer 1993)。彼が訴えるのは「利益に対する平等な配慮の原理」、つまり同じような利益に対しては同じような配慮をするという原理である。

シンガーは、高等動物の神経組織や行動がわれわれと類似していることから、彼らも我々と同じように痛みを感じ、従って痛みをさけることが彼らにとって利益となる、と論じる。単に別の種に属するからというだけの理由でその利益を無視していいというのは、肌の色や性別を理由として利益を無視するのと同種の「種差別(speciesism)」である(Singer 1993, Ch. 3)。また、仮に動物が言語能力などを持たないということを経験的に適切な差異だと認めたとしたら、それ以下の能力しか持たない生後1ヶ月の赤ん坊の苦痛も考慮しなくてよいことになってしまう。ここで、道徳的類似性の規則がメタのレベルで使われていることに注意されたい。つまり、人種や性別が道徳的に適切な差異であるかどうかという判断と、種が道徳的に適切な差異であるかどうかの判断においては、両者の判断の間に道徳的に適切な差異があるということが示せない限りは同様の結論を下さなくてはならない、という要請が働いているわけである。また、「種差別」という言葉を使うことにより、シンガーが、人種差別や女性差別は不正であるという我々の道徳直観を(よくもわるくも)足がかりにしていることに注意されたい。

シンガーは、動物を殺すことに関しては、痛みに関する利害以外のものを考慮に入れる。人格をもつもの(シンガーの定義では理性的で自意識のある者; Singer 1993, 87)は、自己の将来に関する選好を持つため、自分の生命が途中でうち切られることに関して利害をもつ。また、うち切られるかもしれないという可能性におびえること自体によっても害を被るであろう。シンガーは、大型類人猿はすくなくとも彼の

^{注3} これはヘアの初期の著作で言うところの「普遍化可能性」に近いものだが(Hare 1963)、ヘア自身は後期になって、類似性や関連性の判断を避ける方向で普遍化可能性を定式化しなおしている(Hare 1981, ch 1)。ここではこれを考慮して普遍化可能性という用語を避けた。

人格の定義を満たし、従って殺すのは不正であると論ずる(ch.5)。他の多くの場合についても、殺すことが間接的にもたらす苦痛のため、動物を殺すことが不正である場合は多い。

以上のようなシンガーの議論については、功利主義そのものの是非を含め、様々な批判がなされている。特に、我々の道徳的直観の多くに、あまりにもラディカルに背反する結論がでる点が不評を買っている。

3 - 2 リーガンの議論

トム・リーガンは、「一歳以上の正常な哺乳動物」は内在的価値を持ち、危害原理や敬意原理によって保護されるべき権利を持つと主張する(Regan 1983)。リーガンの戦略は、道徳的行為者(moral agents)に対して我々が普通に認める権利を前提として、道徳的受動者(moral patients)は果たして道徳的行為者から適切な点において違っているといえるかどうか、を考察する、というものである。

もう少し具体的には、リーガンは危害原理に訴える(187-193)。もしも道徳的行為者がいわゆる「危害原理」によって守られるべき権利を持つのなら、危害をうけるという点ではまったくかわらない動物たちも同様の権利を持つはずである。リーガンはさらに、危害原理の上位の原理として、敬意原理(the respect principle)、すなわち内在的価値(inherent value)をもつ個人はその価値に敬意を表すように扱われなくてはならない、という原理を考える(248)。そうした内在的価値を認めない功利主義は非常に直観に反する結論につながるため否定される。

リーガンは、道徳的に敬意を表せられるべき内在的価値を持つものの基準として、「生の主体基準(the subject-of-a-life criterion)」を提案する(p.243)。彼によれば、生の主体であるための十分条件は、以下のようなものを持つことである：信念、欲求、知覚、記憶、未来の感覚、快苦を含む感情生活、選好利害と福利利害、目標に向かって行為を始める能力、通時的な心理-物理的同一性、そして、他人にとっての効用や利害と論理的に独立な自分自身にとっての福利。「生の主体基準」は、すくなくともこの基準をみたすなら、危害を被る能力は十分にあるはずだ、という線をあらわしたものだといえる。ただし、このリストは、内在的価値を持つか持たないかを定めるための基準であって、内在的価値の量の多少がこうした能力の程度によって決まるわけではない。いったん内在的価値を持つと判定されれば、誰しもが同じだけの価値を持つのである。

ここでリーガンが「一歳以上の正常な哺乳動物」に議論を限ったのは、保守的なポリシーを採ったからで、少なくともこれらの動物は「生の主体基準」をみたす側に分類されるはずだ、ということである(78)。

しかし、リーガンによれば、動物と人間は全く同等に扱われるわけでもない。リーガンは次のような例を考える。4人乗りの救命艇に人間4人と犬一匹が乗っている。だれか一人(ないし一匹)が救命艇から放り出されないと、救命艇は沈み全員が命を失うことになる。この場合、直観的にいって、犬を放り出すのが正しい(285)。リーガンは危害原理を補完するものとしてworse-off principleというものを導入し、危害がどうしてもさけられないならば、より少ない危害を選ぶべきだとする(324)。したがって、犬は人間と全く同等の内在的価値を持ちはずるけれども、こと人間か犬かの選択になれば人間の方が(危害を被る能力の高さによって)優先されるのである。リーガンはこのworse-off principleも敬意原理から導出できると主張する(326)。しかしこの問題に関するリーガンの解決はどう見ても彼の権利論とあまり整合的でない。

シンガーとリーガンは、道徳理論としては功利主義と権利論という非常にことなつた枠組みを持ち出しにくるけれども、かれらの議論の構造は驚くほど似通っている。すなわち、かれらは道徳的類似性の規則にうったえ、われわれがすでに人間に関してもっている直観に基づいて、その直観を動物に拡張することを要求しているのである。その結果として、彼らは、動物の心的能力が、どのくらい人間と似通っているかを論じることになる。この議論の構造は、より最近の動物解放論者(たとえばDeGrazia 1996)などにも

共通してみられる。^{注4}

4 反動物解放派の議論と動物の心的能力

以上のような動物解放派の議論に対し、反解放派が採る戦略は、意識や痛みなどの基本的な心的能力は動物にあると認めた上で、より高次の心的能力の欠如を理由として動物を道徳的考慮から排除しようとするものである。

4 - 1 動物は言語を持つか

反動物解放の議論でしばしば利用されるのは、動物が言語をもたないということから動物への顧慮が必要ないとする議論である。たとえば、近年の動物解放論争において、反解放派の初期の論客として知られるR.G. フレイは、動物は意識はあっても欲求は持ち得ないために、道徳的考察の対象にならない、とした。この議論において核心となるのが、欲求能力と言語能力との関わりである。フレイの議論はおおむね以下の通りである。

1 道徳的な考慮の対象となるような利害を持つためには欲求を持たなくてはならない

(植物は水を必要とするという意味では利害を持つけれど、それに伴う欲求を持たないのでこの利害は道徳的な考慮の対象にならない)。

2 欲求を持つためにはそれに関連する信念を持つことが欠かせない(たとえば水が飲みたいという欲求は、のどが渇いているという信念などを前提とする)。

3 しかし、信念とは命題的態度であり、ある命題的態度を持つためには、それを表すための言語を持っていないといけない。

4 しかるに動物は言語を持たず、したがってまた命題的態度を構成することもない。

5 よって動物は欲求を(したがってまた道徳的考慮の対象になるような利害を)持たない。

この議論のほとんどすべてのステップについて動物解放派から厳しい批判が寄せられているが、本発表の趣旨との関連で重要なのは、フレイの議論は、「動物は欲求を持たない」「動物は言語を持たない」という動物の心的能力についての事実的前提に深く依拠しているということである。

近年、動物、特に大型類人猿の言語能力については研究が格段に進んでいる。チンパンジー、ゴリラ、ボノボなどを対象に、手話を教えたり、あるいはその他の記号的なコミュニケーションの方法を教えたりといった試みは多くなされており、興味深い結果がでてきている(たとえばグリフィン1995 第11章をみよ)。ただし、必ずしも言語能力に関して肯定的な結果ばかりが出ていないわけではない。たとえばハーブ・テラスが手話を教えたニムというチンパンジーの場合、多くの単語を覚えはしたけれども、自分から手話を使って何かを伝えることはあまりなく、統語論的な規則を理解するにも至らなかった。つまり、ニムの手話は、示唆された単語を適当に並べているだけだというのである(Terrace et al. 1979)。テラスらは他の手話するチンパンジーやゴリラについても同じようなパターンが発見できるという。テラスの結論が一般化できるものなら、チンパンジーの手話はデカルトの理性的存在者の基準(自由に文を生成する能力)にパスするような性質のものではないということになる。しかし、テラスの結論に対してもロジャースやグリフィンらが批判を返しており(ロジャース1999, グリフィン1995)、類人猿にどの程度言語能力があるのか(あるとすれば)についてはまだ決着が付いたとはいえない状況のようである。

4 - 2 動物は契約能力を持つか

社会契約説の流れに属する哲学者にとっては、言語能力でもまだ道徳共同体に属するために十分とはいえない。反動物解放の議論としてこれについてもっともまとまった著述をおこなっているカラザースの議

^{注4} 動物解放論の議論に対して、特に環境倫理の側などから、非常に人間中心主義的であるという批判が寄せられる場合がある(たとえばCallicott 1980の紹介する土地倫理からの批判など)。これは動物解放派の論者たち自身の限界と言うより、ここでみたような説得の戦略を採ることの必然的な帰結ではないかと思われる。

論を以下にまとめる(Carruthers 1992)。^{注5}

カラザースは、動物の扱いに関する我々の直観をどれくらい救えるかという基準でさまざまな倫理学説を比較し、その結果スキャンロン流の契約説を選択する。スキャンロンの考えでは、社会契約の場を設定するには別に無知のベールを設定する必要はなく、関係者全員が自由に強制されない合意に達したいという目的を共有するだけでよいとする(Scanlon 1982)。ここで、社会契約の当事者であるためには、少なくとも契約とはどういうものか(原理的には)理解できるような者でなくてはならない。カラザースはこの点で動物はそもそも契約の当事者たり得ないと主張する。カラザース自身の表現を借りれば、「その生き物に対して、行為に関するポリシーを正当化するという考えが意味をなす」のでなければ、その生き物は合理的行為者とはいえず、契約の主体にならない(Carruthers 1992, 142)。

カラザースの議論は、人類のかなり大きな部分(おそらくは「普通の」成人まで含めて)を契約の当事者から除外する議論となっている。カラザースはもちろん滑りやすい坂道の議論で人類の成員一般を道徳的配慮の対象にすることを正当化するわけであるが、道徳的共同体の本来の成員の範囲が狭まれば狭まるほど、滑りやすい坂道による正当化が難しくなっていくことは銘記すべきである。

確かに、道徳共同体のメンバーになるためにこれだけ厳しい制限をつければ人類以外の動物が道徳共同体に含めてもらえる可能性はほとんどないようにみえる。しかしながら、ドウ＝ヴァール(de Waal 1996)が報告する類人猿のさまざまな互酬行動(食物の分配など)の事例は、類人猿が、将来の見返りを期待して行動する能力があることを示唆している。つまり、「相手が後で同じことをしてくれるであろうから、相手に恩恵を与えよう」という形で行為を理由づける能力はあるのではないかと考えられるのである。もしそうならば、この能力は、非常に原初的なものではあれ、契約関係に入るためにも使えるであろう(互酬行動自体、暗黙の契約だという見方もできる)。もちろん、後で述べる「クレバーハンス」の事例などもあり、こうした事例の解釈には注意を要する。しかし、今後の研究如何では、カラザースのような強い契約説の立場ですら、人類の特権的地位を保証するには不十分だということになるかもしれないのは心に留めておいた方がよいであろう。

5 一歩下がって--- 動物は意識を持つか?

以上見てきたように、動物解放論争の主な論客は、動物に意識があるということを共通の前提として受け入れている。しかし果たしてそれはそれほど自明な前提であろうか。確かに動物はわれわれが痛みを感じたときと同じように振る舞うけれども、だからといって、われわれが痛みとして感じる感覚の質(心の哲学でクオリアと呼ばれるもの)を持っているとは言い切れない。

5 - 1 デカルト

デカルトが『方法序説』の中でこの立場をとっていたことは有名である。(『方法序説』の関連箇所、およびデカルトの動物の心に関するその他の手紙はRegan and Singer 1989 にまとめて収録されている)。デカルトは、動物が人間と同じような魂を持つかどうかに関して、二つのテストを提案する。一つは言語の使用、特に言葉を組み合わせることで文を生成する能力であり、もう一つは新しい状況への対応である。どちらの能力も理性の存在を前提とするものであるが、動物がこれらの能力を持っているようには見えない。以上の観察から、デカルトは動物は本当の意味での魂をもたない、自動機械のようなものであると結論する。(ただし、動物が感覚をもつことはデカルトも認めている。)

5 - 2 動物行動学内の懐疑論

興味深いことに、動物行動学では、近年においても動物における感覚の質の存在に懐疑的な議論が支持^{注5} ただし、契約説だからといって必ずしも反動物解放の立場になるというわけではない。興味深いことに、現代契約論の元祖とも言うべきロールズとノジックは、ともに動物が道徳的配慮の対象になることを認めている。ロールズは動物の扱いについては彼の正義論では枠組みとして不十分であるとし、また動物を冷酷に扱うことは不正だと認める(Rawls 1971, 512)。ノジックは「横からの制約」の概念を説明する過程で動物への配慮の問題を扱っている(Nozick 1974, 35-42)。

を集めている（たとえばBurghart 1985）。これは、一面では、動物の行動をオペラントコンディショニングだけで理解しようとした行動主義のなごりでもある。しかし、動物の行動が多様な解釈を許すため、安易に動物に意識があるという結論にとびつくことができないという実際的な問題もある。こうした議論をする上で、しばしば引かれるのが、いわゆる「クレバー・ハンス」の事例である（たとえばSebeok and Rosenthal 1981をみよ）。このハンスという馬は、黒板に書かれた算数の問題をみて、答えの数だけ足を踏みならすことができ、算数のできる馬、としてヨーロッパを興業して回った。しかしこの主張に疑問をもった心理学者が調査した結果、ハンスは算数の問題を解いているわけではなく、正しい答えの数に達した時の、調教師や観客の微妙な表情や仕種を読んでそこで止めているに過ぎなかった。

ベルモンド(Bermond 1997)は最近の神経生理学の知見を使って、動物の行動から動物の感情を類推することの危険性を訴えている。たとえば、右脳新皮質のある部分に損傷のある患者は、意識的には憂鬱さを経験することなく、憂鬱さにまつわる行動的特徴（不眠、食欲減退、いらだち等）を示すことがあるという。この事例およびその他の事例から、感情経験には右脳新皮質および前頭葉が大きな役割をはたしていることがわかってきているが、これらの部分は人間以外の動物ではあまり発達していない。したがって、感情的行動があるということだけから感情経験までであると類推するのは危険である。

5 - 3 デネットの議論

哲学者でこうした慎重な態度に組みする者として、ダニエル・デネットがいる(Dennett 1985)。デネットは、動物権運動が、動物の意識に関する科学的な議論に好ましくないバイアスを及ぼしている可能性がある」と警告する。つまり、ある実験がうまくいった場合に動物に意識があるという仮説に有利な証拠になるのなら、その実験がうまくいかなかった場合にはそれは意識があるという仮説にたいする不利な証拠となるのでなくてはならない。しかし、うまくいかなかった実験はおおむね単に無視されてしまっているようである、とデネットは指摘する。

デネットはまた、われわれが意識と呼ぶ、統一された自己のイメージ（彼の用語で言う「デカルト的劇場」のイメージ）は、生物学的に形成されるものではなく、文化的に学習されたものであると論じる。むしろ、動物の脳内のプロセスは、デネットが言うところの多元草稿モデル(multiple draft model)に近い可能性がある（これらの概念についてより詳しくはDennett 1991参照）。デネットは、そうした動物が痛みを覚える（痛みという語をどう定義するかにもよるが）ことは認めても、その痛みがわれわれが痛みを意識するのと同じ仕方でも動物によって意識されるかどうかについては疑念を示す。

もしこうした懐疑論が正しいとすれば、シンガーやリーガンの議論は根底から覆ることになる。

6 検討

以上、動物解放論論争において動物の心的能力が問題となる諸相を見てきた。まず確認する必要があるのは、動物の心的能力に関しては、それを専門として研究する研究者の間ですら、一致をみていない問題が多いということである。チンパンジーの手話は言語といえるのか、彼らは互酬的な行動を本当に理解して行っているのか、いや、そもそもチンパンジーを含めて動物は（統一的な意識の流れという意味での）意識をもつのか、など、決着がついていない問題は多い。ここで問題なのは、このように解釈に大きな幅のある領域の知見を動物解放論を考える上での背景理論として利用する際に、はたしてわれわれ（倫理学者）はどのような態度をとるべきか、ということである。

動物解放派の側からすれば、「疑わしきは罰せず」ということで、動物の側に最大限有利に解釈すべきだと主張するだろうが、人間の権利との比較考量が問題となる場面では、この考え方では人間の側の権利を不当に制限してしまうことがありうる。もちろん、「疑わしきは罰する」態度は逆の問題が生じうる。かといって、動物行動学については素人の倫理学者がもっともらしいと思われる解釈を自分で取捨選択するというのも危険である。とりあえずは動物行動学者たちの論争を注意深く見守ることになるであろう。

しかしながら、こうした状況でも、すくなくとも心の準備をすることはできる。言語能力や契約能力に重点を置くことで動物解放に反対する議論を組み立ててきた論者は、少なくとも大型類人猿はどうがんばっても道德共同体から排除しきれない可能性を真剣に考慮しておいた方がよい。どうしても類人猿が道德共同体から排除されるという直観を守りたいなら、道德共同体の成員に対する要求水準がもっと高い道德理論に鞍替えすることであろう。ただ、私見をいわせてもらえば、カラザースなどの議論においては、道德共同体の成員たる条件はすでにだいぶ高すぎる場所に設定されており（人類のかなりの部分を切り捨てかねないという意味で）、これ以上無理しないためには類人猿に道德共同体を拡大する程度の譲歩は仕方ないのではないだろうか（もちろん、類人猿の契約能力に関する今後の研究の成果次第では、ということであるが）。

逆に、動物解放派は、デネットが考えるような線で動物の意識に関する問題が決着した場合どうするか考えておく必要がある。この場合も二通りの方策が考えられる。動物解放の看板をおろすか、意識に依拠しない形で議論を組み立て直すかである。一つ考えられるのは、ある種の苦痛は無意識なものである可能性を認めることである。たとえば、人間においても、本人はまったく自覚していないにも関わらず、学校に行くのがいやでいやでたまらないために腹痛を起こす、などといったことはありうるだろう。シンガーのばあいなら、選好功利主義の理論の組み立て方次第では、そうした「無意識の選好」も考慮に入れることは可能であろう（理論的にはいろいろやっかいな問題があると思われるため、ここではこれ以上立ち入らない）。もしそうした拡張ができれば、動物の無意識の選好も同様に考慮に入れることは可能だろう。リーガンの場合にはもう少しやっかいだが、「生の主体」基準を、そうした無意識の選好しかもたない個体も含めうるような形でゆるめることはできるだろう。

もちろん、解放派、反解放派とも、その場しのぎで理論を手直しすればいいというものでもないことは言うまでもない。なぜ道德共同体の成員の資格を厳しくするのか、なぜ無意識の選好も道德的に考慮に値すると考えるのか、といったことについて、何か独立の議論を用意する必要はある。そうした要請がなければ、広い反省的均衡は、ほんとうに何でもありの、役立たずの方法論になってしまうであろう。

文献リスト

英語

- Bermond, B. (1997) "The Myth of Animal Suffering", in M. Dol et al. (eds.) Animal Consciousness and Animal Ethics: Perspectives from Netherlands. Assen, the Netherlands: Van Gorcum. 125-143.
- Burghardt, G.M. (1985) "Animal Awareness", American Psychologist 40, 905-919.
- Callicott, J.B. (1980) "Animal Liberation: A Triangular Affair", Environmental Ethics 2, .
- Carruthers, P. (1992) The Animals Issue: Moral Theory in Practice. Cambridge: Cambridge University Press.
- DeGrazia, D. (1996) Taking Animals Seriously: Mental Life and Moral Status. Cambridge: Cambridge University Press.
- Dennett, D.C. (1991) Consciousness Explained. Boston: Little Brown.
- Dennett, D. C. (1995) "Animal Consciousness: What Matters and Why", Social Research 62, 691-710.
- Frey, R.G. (1980) Interests and Rights: The Case against Animal Rights. New York: Oxford University Press.
- Hare, R.M. (1963) Freedom and Reason. New York: Oxford University Press.
- Hare, R.M. (1981) Moral Thinking: Its Levels, Method and Point. New York: Oxford University Press.
- Nozick, R. (1974) Anarchy, State, and Utopia. Basic Books.

- Rawls, J. (1971) A Theory of Justice. Cambridge: Harvard University Press.
- Regan, T. (1983) The Case for Animal Rights. Berkley, CA: University of California Press.
- Regan, T. and Singer, P. eds. (1989) Animal Rights and Human Obligations, Second Edition. Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall.
- Scanlon, T. (1982) "Contractualism and Utilitarianism", in A. Sen and B. Williams (eds.) Utilitarianism and Beyond. Cambridge: Cambridge University Press.
- Sebeok, T.A. and Rosenthal, R. eds. (1981) The Clever Hans Phenomenon: Communication with Horses, Whales, Apes, and People (Annals of the New York Academy of Sciences, vol. 364). New York: The New York Academy of Sciences.
- Singer, P. (1974) "Sidgwick and reflective equilibrium", The Monist 58, 490-517.
- Singer, P. (1993) Practical Ethics, Second Edition. Cambridge: Cambridge University Press.
- Terrace, H.S., Petitto, L.A., Sanders, R.J. and Bever, T.G. (1979) "Can an Ape Create a Sentence?", Science 206, 891-902.

邦語

- グリフィン、ドナルド・R(1995) 『動物の心』 長野敬、宮本陽子訳、青土社
- ドゥ・ヴァール、フランス(1998) 『利己的なサル、他人を思いやるサル』 西田利貞、藤井留美訳、草思社
- ロジャース、レスリー・J(1999) 『意識する動物たち』 長野敬、赤松真紀訳、青土社